

スリランカ国立知的所有権庁

(指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料	附属書 L K. I
委 任 状	附属書 L K. II

略語のリスト

国内官庁：	スリランカ国立知的所有権庁
I P A：	2003年知的所有権法第36号
I P R：	知的所有権規則

指定（又は選択）官庁 LK	スリランカ国立知的所有権庁				概要 LK								
国内段階に入るための要件の概要													
国内段階に入るための期間	PCT第22条(1)に基づく期間：優先日から30箇月 PCT第39条(1)(a)に基づく期間：優先日から30箇月												
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	英 語												
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方、及びPCT第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約書 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約書（それらのいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方）												
国際出願の写しを要求されるか？	要求されない												
国内手数料 ²	通貨：スリランカ・ルピー（LKR） <table><tr><td></td><td>学 生</td><td>自 然 人</td><td>その他</td></tr><tr><td>出願手数料³ …… LKR</td><td>1, 150</td><td>2, 875</td><td>6, 900</td></tr></table>						学 生	自 然 人	その他	出願手数料 ³ …… LKR	1, 150	2, 875	6, 900
	学 生	自 然 人	その他										
出願手数料 ³ …… LKR	1, 150	2, 875	6, 900										
国内手数料の免除、割引又は払戻し	国内手数料の割引は、上述した国内手数料及び附属書LK. Iに記載する												
国内官庁の特別の要件 （PCT規則51の2） ²	国際出願の願書に記載されていない場合には、発明者の氏名及びあて名 ⁴ 出願人が発明者でない場合には、特許出願についての出願人の権利を正当化する説明書 ⁴ 出願人がスリランカに居住していない場合には、代理人の選任												
誰が代理人として行為できるか？	国内官庁に弁理士として手続することが登録されている者（知的所有権規則第58条(1)）												
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか （PCT規則49の3.2）？	認める。当該請求に適用される基準及び支払う手数料については国内官庁に確認されたい。												

1 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に提出しなければならない。

2 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合は、国内官庁は通知に定められた期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

3 この手数料は12%の付加価値税（VAT）の対象とされる。

4 対応する申立てがPCT規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

国内段階の手続

LK. 01 翻訳文（補充）

国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6.002及び6.003項を参照）。

LK. 02 手数料（支払方法）

概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書LK. I に概説されている。

IPA Sec. 68(1)(b)

LK. 03 委任状

委任状を提出して代理人を選任しなければならない。見本は附属書LK. II に示されている。

IPA Sec. 68(2)(b)
IPR Rule 38

LK. 04 特許を受ける権利に関する説明書

出願人が発明者でない場合には、出願人又は代理人は出願人の特許を受ける権利を正当化する説明書を作成しなければならない。説明書には、出願人が特許を受ける権利を取得した方法を示さなければならない。当該説明書のための特別な様式はない。認証は必要とされない。

IPA Sec. 80(2)

LK. 05 年 金

特許権が付与された後国内官庁に対し年金を支払わなければならない。最初の年金は特許権が付与された日から起算して3年目について、また、同日から起算して2年目が経過する日の前に支払わなければならない。その後の各年の年金はその年金の該当する年の前年中に支払わなければならない。支払期日の後6箇月以内であれば、遅延支払のための10%の割増料を伴い支払うことができる。年金の額は附属書LK. I に示されている。

PCT Art. 28
41

LK. 06 出願の補正及びその時期

IPA Sec. 72(1)

出願人は、出願の主題の範囲を拡張しないことを条件として、特許が付与されるまで、いつでも国際出願（明細書、請求の範囲及び図面）について補正することができる。補正は手数料（附属書LK. I 参照）の支払を条件とする。

PCT Art. 25
PCT Rule 51

LK. 07 P C T 第25条の規定に基づく検査

関係手続は国内段階6.018から6.021項に概説されている。P C T 第25条の規定に基づく検査に関し、国内官庁が受理官庁若しくは国際事務局の過失を否定する場合には、その決定の日から3箇月以内又は特許商標登録庁が延長を許可する期間内に当該決定に対する上訴を上訴院に提起することができる。

PCT Art. 24(2)
48(2)
PCT Rule 82bis

LK. 08 期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容

国内段階6.022から6.027項を参照。出願人は国際段階における又は国内官庁に対する期間を遵守しなかった場合には権利の回復を請求することができる。遵守しなかった義務を免除することの請求もすることができる。請求にはすべて期間を逸した理由又は義務を遵守しなかった理由を述べ、供述を裏付ける証拠を添付しなければならない。

手 数 料¹

(通貨：スリランカ・ルピー)

国内出願手数料：

－ 学生（学校、技術及びその他同様の単科大学、並びに大学学部生）	1,150
－ 自然人	2,875
－ その他	6,900

補正のための手数料 1,150

年 金¹：

－ 1回目の延長について	4,600
－ 2回目の延長について	5,750
－ 3回目の延長について	8,050
－ 4回目の延長について	9,200
－ 5回目の延長について	11,500
－ 6回目の延長について	13,800
－ 7回目の延長について	16,100
－ 8回目の延長について	18,400
－ 9回目の延長について	20,700
－ 10回目の延長について	23,000
－ 11回目の延長について	25,300
－ 12回目の延長について	26,450
－ 13回目の延長について	28,750
－ 14回目から18回目までの延長（各回について）	40,250

年金遅延支払の割増料 支払うべき手数料の10%

手数料の支払方法

手数料は「知的所有権庁長官」を受取人として現金、小切手、郵便為替又は郵便小為替により支払うことができる。スリランカに居住しない者が支払う手数料は、知的所有権庁長官を受取人として銀行手形として送金しなければならない。

¹ 手数料は15%の付加価値税（VAT）の対象とされる。

POWER OF ATTORNEY

Je (Nous) / I (We)

(Nom et adresse) / (Name and address)

autorise (autorisons) par la présente / do hereby authorize

à me (nous) représenter en tant que déposant(s) / to represent me (us) as applicant(s)

dans toutes les procédures relatives à l'instruction / in all proceedings related to the processing

de toutes mes (nos) demandes de brevet / of all my (our) patent applications

de la demande internationale n° / of international application No.

(cocher la case appropriée) / (check the applicable box)

devant l'Office national de la propriété intellectuelle et à faire ou recevoir des paiements en mon (notre) nom /
before the National Intellectual Property Office and to make or receive payments on my (our) behalf.

Lieu / Place :

Date :

Signature :